

諸要求実現へ全力!

府労組連秋季年末闘争

府労組連は10月25日、2011年秋季年末要求実現をめざす「拡大中央委員集會」を開催しました。今回の秋季年末闘争は、不当なマイナス人勧を許さず、職員・教育基本条例案の撤回に向けて、府知事選と大阪市長選を前面にたたかう意思統一をはかりました。

田中委員長(大教組委員長)は、「世界的な不況のもと『貧困と格差をなくせ』という怒りの運動が大きく広がっている。秋季年末要求と知事選勝利、教育・職員基本条例の撤回を職場の要求とあわせて府知事選挙に勝利して、何としても2条例案の撤回を勝ち取ろう」と開会あいさつをしました。

や怒りをあつめて大きな運動を展開することを呼びかけました。

討論では、府税支部の山崎支部長から「今季の要求課題と結合し、職場で不安の声が上がっている2条例案を撤回させるために知事選を軸にした取り組みが重要になっている。府立高校PTA協議会が条例案の撤回を申し入れるなど維新の会に対して痛打を与える

主な闘争日程について(予定)

- ・知事宛要求書提出(第1回団体交渉) 提出後人事委員会要請 11月2日(水)
- ・第2回団体交渉(課長交渉) 11月10日(木) 14:30~
- ・拡大中央委員集會 11月10日(木) 16:30~ 日赤会館301
- ・第3回団体交渉(室長交渉) 11月17日(木) 時間未定
- ・府労組連決起集會 11月17日(木) 16:00~ (大阪城教育塔前広場)

「職員基本条例」はとんでもない条例

― 条例案の特徴とねらい① ―

学習決起集會(9月28日)での城塚健之弁護士(府職労顧問弁護士)による講演内容を抜粋し「職員基本条例」の根本的問題点を明らかにしていきます。なお、城塚弁護士の講演内容の全文(逐条解説を含む)を掲載したレポート集を500円で斡旋しています。希望者は府職労まで。

はじめに

「教育基本条例案」については、子どもたちを守らなければならない、教育に政治が介入すること、ひどいことになるということ、広く一致しやすく取り組みが先行し、急速に批判が広がった。それに対して「職員基本条例案」の方は、公務員バ



ほけんしよ・けんぷく 9条の会★つどい

ノーモア・ヒロシマ、ナガサキ、フクシマ! 被爆国日本が再び「ヒバクシャ」をつくりだしてしまった現実を私たちはどう受け止めたらいのでしょうか?

真実を知りたい。子ども達の未来はどうなるの? みんなそんな思いです。

長年被爆者医療に携わってこられた小林先生に、「内部被曝」をキーワードに原爆症認定裁判の課題から福島のこれからを語っていただき、二度とヒバクシャを作らないために、何か出来るのか一緒に考えましょう。

日時 2011年12月3日(土) 午後2時~4時

場所 国労会館 3階中会議室 (JR天満駅すぐ) (改札を右に出てサンクスの前を線路に沿って 約150m天王寺方面に戻る)

講演 「核兵器も原発もない世界を」 ~被爆体験・被爆者医療にかかわって~ 講師: 此花診療所 小林栄一先生

報告 被災地での障がい者支援(仮題)

連絡先

大阪府職員労働組合 保健所支部 (大園・王前) 健康福祉支部 (田中・相原)

TEL: 06-6941-3130 FAX: 06-6941-4541

9条を守りたいという趣旨に賛同される方ならどなたでも参加できます。

「職員基本条例案」は、扱っている範囲がかなり広く、これを分析するには時間がかかったが、現時点ではこの条例案の分析としてはかなり正確であると自負している。

1. 作成者の高揚感・自己陶醉

「職員基本条例案」は、扱っている範囲がかなり広く、これを分析するには時間がかかったが、現時点ではこの条例案の分析としてはかなり正確であると自負している。

「維新の会」のホームページを開くと、橋下氏のアップが出てくる、いろんなバナーのボタンがあり、そこに「志士募集」とある。「お手軽志士」と言つか、まさに「みなさんもクリック1つで坂本龍馬になれますよ」と誘っている感じだ。そんな「お手軽志士」が高揚感にあふれて作っているわけである。

だから最高規範。憲法は、国民主権、基本的人権尊重、平和主義という「根本規範」を定めている。あらゆる法は、この「根本規範」に従わなければならない。これを「法の支配」といい、そういう強力な力をもっているものを最高規範という。そして、日本国憲法はこの最高規範性を実効的なものとするために、「硬性憲法」といって、簡単に改正できない仕組みになっている。これが最高規範の本来の意味であり、憲法の下に法律があり、その下に条例があるわけだから、条例が最高規範と自称する余地はない。それを自ら最高規範と書くのは、自己陶醉としかいいようがない。(次号に続く)